

八郎潟町告示第8号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月19日

八郎潟町長 畠山菊夫

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

真坂地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月15日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 3経営体

個人 31経営体

集落営農（任意組織） 1組織

4. 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 生産品目の明確化については、推奨作物を限定し他地域との差別化を図り産地化を目指す。併せて水稲単一からの脱却を図り複合化を目指す。6次産業化については加工用米を活用した事業を目指す。

また、水稲・野菜の無農薬化等により高付加価値化を目指す。新規就農については関係機関と協力の上、情報を共有しながら新たな担い手の掘り起こしをする。